

平成 29 年度第 6 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録

日 時	平成29年11月10日（金）午後 3 時～
場 所	福生市役所第 2 棟 4 階 1 委員会室
出 席 者	会 長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委 員 小林 歌子、菅原 幸次郎、古谷 光好、杉本 芳江、 清水 忠雄、小林 啓子、大戸 規彰、須崎 利花、佐藤 豊、 志賀 義幸、半澤 比呂美
事 務 局	齊藤福祉保健部長、町田社会福祉課長、吉野障害福祉課長、清水介護福祉課長他

[当日配付資料]

- 1 資料 1 平成 29 年度第 5 回福生市地域福祉推進委員会会議要録
- 2 資料 2 福生市における「地域協議会」の設置について

[事前配付資料]

- 1 事前資料 1 福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画
【修正素案】
- 2 事前資料 2 福生市介護保険事業＜第 7 期＞【修正素案】

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 6 回福生市地域福祉推進委員会を開催いたします。委員のみなさま方におかれましては、お忙しい中当委員会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

事務局：(資料確認)

2 会長あいさつ

事務局：萬沢会長よりごあいさつをお願いします。

会 長：(あいさつ)

事務局：ありがとうございました。次第の 3 に移ります。議題の進行については、萬沢会長にお願いしたいと思います。

3 議題

(1) 福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の修正素案について

会 長：それでは早速本日の議題に入りたいと思います。議題（1）福生市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の修正素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(事前資料1に基づいて説明)

会 長：ありがとうございます。みなさまからのご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

修正の数値の説明がありました。これは新しく出される数値が正しく記載されるということによろしいですか。

事務局：はい。今後、訂正したものを載せさせていただきます。

会 長：みなさんからのご意見、ご質問をお願いします。前回、期間を設け、質問などがありましたら、事務局のほうにご連絡くださいということでした。いかがでしたか。

事務局：ご意見はございませんでした。

委 員：基本的なことなのですが、福生市では障害の「害」の字は漢字を使っていくのですか。

事務局：はい。国が漢字を使っております。ひらがなで「障がい」と表記される自治体もあるようですが、現時点では漢字で示す予定です。

会 長：その他にはいかがでしょうか。

委 員：71 ページに「就労への接続等」と文言が追加されましたが、これは一般的な言葉なのでしょうか。「接続」という言葉が気になります。

事務局：言葉が一般的かどうかといわれますと、はっきりと「そうです」とはいいづらいところではあります。さまざまな部分で「接続」という用語が用いられることはございます。

事務局：もう一度内部で適切な言葉がないか検討します。

会 長：86 ページでは「国の指針のポイント」ということで説明がありました。それに則って中身を整理したと感じました。「②の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が、福生市の障害福祉計画の中のどの部分に該当するのか、読んでいても見つけられませんでした。そこはどうでしょうか。

87 ページには数値の記載はありませんが、これまで精神障害は、地域包括ケアシステムの中に取り入れられていなかったのではないかという表現上の印象を受けました。国の指針も、このような言葉で表されているのですか。

事務局：地域包括ケアシステムの関係では、具体的に数値で設定する部分はコーディネーターの設置の部分だけです。基本的に会議体といったものを設置することが求められておりますので、さまざまな機関と連携をして今回計画策定をしたさまざまな施策等にスムーズにつなげていけるような仕組みをつくるという意味で、「地域包括ケアシステムの構築」という言葉で載せております。

会 長：わかりました。他にはいかがでしょうか。

委 員：87 ページで質問です。「福祉施設から一般就労への移行等」のいちばん下の「就労定着支援事業による1年後の職場定着率」が「8割以上」となっています。この数字は、どのようなところから出てきているのでしょうか。

事務局：こちらは国の指針で「8割以上」と定められています。それに基づいて福生市も「8割以上」という目標で設定しております。現状、各事業所の話聞き、この達成はかなり難しいものであると、こちらも承知しているところではあります。

委員：ここにある「数値」というのは、ほとんど国の指針ということですね。

事務局：そうです。福生市の実績を基にして、国の指針で定められた数値を設定させていただきます。

会長：その他、いかがでしょうか。

委員：児童発達支援センターは、どのように整備されるのですか。

事務局：現時点では、市町村に1か所、または圏域ごと近隣市町村共同でという、いずれかのかたちになると思います。どちらにするかも含めて、今後検討していく必要があると考えております。

委員：児童発達支援センターを福生市として設けるという部分を記載していることは、大変すばらしいと思いました。

会長：福生市以外でははっきりと明記されていないということは伺いました。具体化するとすればどこに整備されますか。

事務局：場所などについては、ハードな部分も含めてこれから検討するかたちです。もしかしたら、機能をつないでいくようなかたちになるかもしれませんし、福生市全体の施設の管理の方法なども絡んでくると思います。まだ不明な部分が多い状況です。

会長：その他にはいかがでしょうか。数値の違い等修正していただき、この後市民の意見を募集され、その後（素案）が外れるというかたちになると思います。それでは、ここで討議終了ということよろしいでしょうか。

(2) 福生市介護保険事業<第7期>の修正素案について

会長：それでは引き続き、議題(2)福生市介護保険事業<第7期>の修正素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：(事前資料2に基づいて説明)

会長：ありがとうございます。今までのご説明で、ご質問等がございましたらお願いします。

来年度の制度改正の影響もあるため、なかなかはっきりした数値等は書き切れてないというところもあると思います。いかがでしょうか。

直接この議題ではないかもしれませんが、介護の問題で、実際にサービス提供する側も高齢化しており、人材不足という状況です。国が介護保険制度の改定を進める中で、IT化や介護ロボットの導入といったことをいっております。実際に医療では電子カルテがほぼ行き渡り、保育のほうでは保育のいろいろな手書きの部分について、電子カルテと同じように保育の記録をIT化し、そこに補助金を出すというかたちになると思います。介護についてもIT化ということで、介護記録などについても、国のほうも財政的な支援も含めて進めていくのかなという印象を受けます。国の事業なのでわかりませんが、例えば市内でいろいろなことを行っている介護事業所や特養といったところに対しても、IT化を進めるにあたっての助成はあるのでしょうか。

事務局：現在、在宅医療と介護の連携の事業で、福生市医師会が主導してIT化を進めています。この事業は、医師会が東京都の補助金を活用して進めている事業で医療を伴う在宅の高齢者に対し、医師、看護師、介護職の連携が取れるよう、

スマートフォン等を利用して、患者の状態等の連絡がとれるシステムです。在宅医療・介護関係者には多職種ネットワークの冊子をつくり申込書もつけて配布しているのですが、なかなか浸透していないのが現状です。市としてもこの事業については多職種連携のため広げていきたいと考えており、介護事業者の連絡会でPRをしているところです。

また介護ロボットについてですが、平成 27 年度末に国のほうで介護職の負担軽減ということで、介護ロボットについての補正予算が計上されました。市内の事業者にも、市のほうから必要ですかということで問い合わせましたら、1つの施設から手が挙がりました。ベッドの見守りセンサーといったもので、マットレスの下にセンサーがあり、それによっていつ起きたのか、離床したといったことが離れていてもわかるシステムです。その方が日常いつごろ起きるのか、寝るのかといったことなどがデータ化され、その人にあった介護ができるというもので、負担軽減につながります。市内の老健施設で現在使われています。

会 長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

第7期の計画については、国の介護報酬などがはっきりした段階で数字を入れていくのですね。次回までに示された数値を入れるということによろしいでしょうか。

事務局：介護報酬の改定については、まだ先になると思います。国のほうからも今後情報がくるということですので、それにつきましては随時盛り込んで修正を加えていきたいと思っております。

会 長：わかりました。委員のみなさまも資料を事前に読んでいただいていると思います。いかがでしょうか。

委 員：質問です。特養を訪問した際に、外国人の女性が介護をしていらっしゃいました。福生市では外国人も多いと思います。福生市として、介護職に従事する外国人に対して、支援するといった考えはあるのでしょうか。

事務局：介護人材の確保ということだと思います。特に外国人に特化して支援するという予定はありませんが、福生市では総合事業をこの4月から始めております。その中で、要支援の方に対する訪問介護の中で、身体介護を伴わない掃除や調理、買い物といったサービスに従事する方については、市の独自ヘルパーの養成ということで2回ほど研修を行いました。約60名の方が研修を受講して、市内の各事業所に登録をしていただきサービスの担い手となっていただいております。

会 長：外国人の介護事業への人材ということでは、ひのでホームでかなり登用しているとお聞きしています。基本的には雇う側の人事労務管理の一環かと思えます。介護人材の高齢化が顕著に出てきていますので、人材をどのように育成するかというのは、市の大きな課題になると思います。

委 員：43ページの「認知症デイサービス」ですが、平成27年度の実績が3で、28年度が実績1です。29年度の見込みは0になってしまうという部分があり、また45ページの「認知症高齢者グループホーム」でも、だんだん数が減っていく見込みになっています。これは介護報酬のほうで、デイサービスの点数が下がってしまったので継続できなくなってしまうということで見ればよい

のでしょうか。認知症は社会問題になっているのですが、福生市では対応できる事業所さんがどんどん減ってしまっているという理解でよいですか。

事務局：まず、43ページの「認知症対応型通所介護」についてですが、こちらはおっしゃるとおり、利用者が減っている状況です。市内の事業者がこのサービスを利用者の減から中止したことによるものです。また、グループホームについては、現在、特養のところに併設で認知症のグループホームが市内に1か所ございます。これは地域支援事業ですから基本的には福生市の方が入所していただくというサービスですが、現実には福生市の方は半分くらいしか入っていない状況で、近隣市から入ってきている状況があります。地域密着型サービスということで、今後も必要なサービスであると考えておりますので、サービス事業所の設置についても事業者の参入を促していきたいと考えております。

会長：ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

委員：アンケート調査の中で、福生市の状況として心配なのは、18ページの「地域での活動について」です。高齢者の方が「参加していない」と答えている方が多いので、地域のつながるという部分ではどうなのかなと思います。また、「介護するにあたって働き方の調整をしたか」というところで、今介護について心配していない人はいずれ家族にやってもらうからよいという答えも多い中、実際に介護をしなければいけない状態になった方は、労働時間を調整したり休暇をとりながらやっていると答えていらっしゃるようです。地域とのつながりの部分が少し心配なところと、家族で乗り切っていくのに既に労働時間を調整しながらやっていると答えていらっしゃる方が多いという現状を考えると、地域密着型に書かれている夜間にきていただいたり、認知症の方を身近なところでみていただくようなサービスを、ある程度確保しておかなければ厳しいのではないかと思います。

事務局：現在、福生市では特養や老健の施設が充実している状況です。ケアマネジャーさんとも話すのですが、やはり介護度が重くなってくると施設を希望される方が多いようです。現状としては3か月くらい待てば入れる状況ということで、施設を希望されてそちらに入っているという状況があります。今後地域包括ケアシステムを進めていく上で「住み慣れた地域で」ということで、在宅での生活を希望される方も多いと思いますので、地域密着型のサービス、小規模多機能型居宅介護や認知症デイサービス、グループホーム等のサービスについては、今後充実していきたいと考えております。

会長：よろしいですか。ご意見はございませんか。

委員：今のお話で教えてほしいのですが、老健施設に入所した場合、1か月当たりどれくらいの費用がかかるのでしょうか。施設によって違うのですか。

事務局：介護報酬が決まっておりますので、介護度によって報酬が決まってきます。食費や居住費の部分もありますので、そういった部分については収入によって補足給付をしております。介護給付費総額では1か月27万から30万くらいはかかります。

委員：1人入所したら年間で400万円近く介護費用としてかかるということですか。

事務局：そうです。

会 長：そこには補助金のようなものが出るということですか。
事務局：基本的には本人は1割負担です。
会 長：400万円の1割、40万円程度ですね。
委 員：個室もありますか。
事務局：ユニット型はあります。
会 長：ユニット型になるとかなり高くなります。介護報酬の改定で来年どのようなのか、その辺も関係してくると思います。
他にはいかがでしょうか。この後の委員会でも論議が続くと思いますので、今日は他にご意見がなければ、議題はこれで終了させていただきます。

4 その他

(1) 福生市における「地域協議会」の設置について

会 長：その他について、事務局から説明をお願いします。
事務局：(当日配布資料2について説明)
会 長：ここで委員の賛同を求めているのですか。
事務局：今回は、このような市の考え方をご報告させていただきました。次回の協議会で、みなさまのご意見を確認させていただききたいと思います。本日は地域協議会の説明のみとさせていただきます。
会 長：社会福祉法等の改正ということでは、何年か前から論議されており、地方では法人の中でため込んでいるということを知っています。ただ、都心部の社会福祉法人というのはほとんど建物の整備や人件費、人材育成などに使われていることが多いので、赤字が多いという印象を受けます。そのようなことも踏まえ、興味がある人はインターネットで社会福祉法の改正については載っておりますので調べていただいて、次回に提案があるようであればよろしくお願いいたします。
事務局：事務局のほうから、次回のスケジュールについてお知らせさせていただきます。
事務局：(スケジュールについて説明)
事務局：ご質問等はございませんか。それでは以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。